最終更新日:2016年7月1日
オイレス工業株式会社
代表取締役社長　岡山　俊雄
問合せ先:企画管理本部　総務部
証券コード:6282
http://www.oiles.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当企業グループの発展と企業価値の向上を図ることを基本的な考え方としております。
同時に、投資家への情報開示の重要性も認識し、経営の透明性を高めるため適時適切な情報開示に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2－5(1). 内部通報】
現在のところ、コンプライアンス委員会事務局にて内部通報窓口を設置し、有効に機能しているため、経営陣から独立した内部通報窓口は設置しておりません。
しかしながら、今後、内部通報制度の実効性を高めるため、経営陣から独立した内部通報窓口の設置も含め検討することにしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
(政策保有に関する方針)
当社は、中長期的な視点から、政策保有株式として上場会社の株式を保有することがありますが、原則として、当社事業と関わりがあり、かつ、保有することで当社の企業価値向上が見込める銘柄にします。
取締役会では、個別銘柄ごとに取得あるいは保有の必要性について検証し、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、取得の是非あるいは売却その他の方法による当該政策保有の解消を検討することにしております。
現在保有している政策保有株式は、当社企業価値向上に資すると考えられるものであり、現時点において保有には十分な合理性があると判断しております。

(議決権行使に関する基本方針)
当社は、当該企業の経営方針を尊重したうえで、中長期的視点から当社及び投資先企業の企業価値向上につながること、あるいは企業価値を棄損しないことを基準に、議案ごとに議決権の行使を判断します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社では、法令及び取締役会規程等の社内規程により、取締役・執行役員と会社間の取引については取締役会の決議事項としております。なお、該当する取締役は利害関係人として当該決議には加わっておりません。
また、承認決議後に行われた実際の取引内容についても取締役会で報告することにしております。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画
経営理念・経営方針、中長期的な会社の経営戦略につきましては、当社ホームページ、決算説明会資料等で開示しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(3) 報酬決定の方針と手続
当社役員の報酬は、固定報酬、賞与で構成しております。
固定報酬は、本人の能力、計画達成に向けての意欲と関与の程度、成果、業績に対する貢献度合、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定しております。
賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております
また、報酬決定方針については、事前に社外取締役の意見を踏まえて取締役会で審議し、決定しております。
(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針と手続
各部門における専門的な知識を有し、秀でた能力が認められることを基本とし、経営判断能力、先見性、洞察力、リーダーシップ、人格ならびに心身の健康状態などで評価し、取締役会で審議ののち、株主総会議案として付議することにしております。
特に、社外取締役につきましては、会社経営を始めとした専門的分野の相当程度の知見と経験を有する方を選定しており、その知見と経験に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に参画いただいております。
(5) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の選任・指名についての説明
取締役・監査役の指名・選任にあたりましては、これまで「株主総会招集ご通知」に各候補者の経歴を示し、社外取締役についてはその選任理由を示しておりましたが、当社第65回定時株主総会から全候補者について選任理由を記載することにいたしました。

【補充原則4－1(1). 取締役会から業務執行役員への委任範囲】
当社取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針および事業計画等経営上の重要事項など取締役会規程で定めている重要項目の承認をおこないます。それ以外の業務は「職務権限規程」で定めた基準に従い業務委任の範囲を定め、業務執行役員へ権限委譲しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、かつ、当企業グループの事業推進に資する豊富な知識・経験を有する社外取締役2名を選任しています。

【補充原則4－11(1). 取締役会全体のバランス、多様性、規模】
当社取締役会は、知識、経験の専門性等の背景が異なる多様な人材で構成し、取締役会が有効に機能する員数となっております。
現在は、当社事業の各分野に精通した取締役6名に加え、会社経営を始めとした専門的分野で相当程度の知見と経験を有する独立社外取締役2名の計8名および独立社外監査役2名を含めた監査役4名で構成しております。

【補充原則4－11(2). 取締役・監査役の兼任状況】
他社の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて記載しております。

【補充原則4－11(3). 取締役会の実効性評価】
当社は、平成27年度から、毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会の機能向上を図っております。
平成27年度の取締役会の実効性の評価については、取締役会の出席者である取締役及び監査役それぞれにアンケートを実施し、その集計結果をもとに取締役会で分析・評価をおこないました。
その結果、取締役会の構成、取締役会における審議及び議論の状況、社外取締役及び社外監査役が活発に意見を出せる環境作り等全体的に肯定的な評価であり、これにより取締役会の実効性が確保されていると評価しております。
一方で、取締役会で提供される資料の内容など取締役会の運営面については改善の余地があり、また、中長期的な成長戦略に関しては更に深く議論する必要があることが確認され、その改善について建設的な意見が提示されました。
この結果を踏まえ、当社といたしましては、取締役会の実効性をより高めるため、必要な施策を適宜実施し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取り組んでまいります。

【補充原則4－14(2). 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役あるいは監査役を社内から選任する場合には、当社の事業・財務・組織等を熟知し、かつ、その職責を十分に果たせる人物を選任しております。取締役・監査役として必要な会社法などの法令および経営に関する知識の習得などは、就任後、社内研修あるいはセミナー受講など外部研修を活用しております。
また、新任社外取締役ならびに新任社外監査役については、就任当初に、当社事業の説明を実施し、当社事業の理解を深める機会を提供しております。
これらに加えて、少なくとも毎年1回、取締役および執行役員を対象として、社外の専門家を講師とした最新の経営法務・税務の研修会などを開催しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、中長期的に当社企業価値を向上させるには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると考えております。そのため、適時適切かつ正確な情報を公平にご提供することを心がけることにより、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。
IRに関しては、IR 担当取締役を企画管理本部長とし、IR 窓口である総務部が関連部門と連携して対応しております。
また、当社代表取締役社長が説明する決算説明会を年2回（中間期・本決算）開催するほか、決算説明会資料・要旨を当社Webサイトに日本語・英語にて提供しております。今後は個人投資家あるいは海外投資家向けに更にIR活動を進めていくことを検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東京中小企業投資育成株式会社	2,966,450	8.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,453,600	4.00
株式会社みずほ銀行	1,335,405	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,202,800	3.31
日本生命保険相互会社	969,600	2.67
川崎　景介	829,641	2.28
川崎　景太	721,099	1.98
オイレス従業員持株会	708,067	1.95
オイレス東日本共栄会	677,329	1.86
RBC ISB S/AC DUB NON RESIDENT	590,000	1.62

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　清	他の会社の出身者											
村山　眞一郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　清	○	―――	会社役員として経営を担った豊富な知識・経験から、当社の経営に有用な意見・助言が期待できると判断しました。
村山　眞一郎	○	―――	会社役員として経営を担った豊富な知識・経験から、当社の経営に有用な意見・助言が期待できると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査に関する監査実施状況の報告などを適時受けております。また、常勤監査役は必要に応じて会計監査人に同行して実施状況を確認しており、監査役会で社外監査役に対して会計監査人の監査実施状況の説明をおこなっております。
内部監査につきましては、内部監査室により当社全部門およびグループ会社に対し定期的に監査を実施しております。また、内部監査責任者は、監査役会との連携を保ちながら意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹治　詳元	税理士													
君島　得宏	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹治　詳元	○	―――	長年の税理士として培われた豊かな業務経験と専門的な知識を有し、客観的かつ公正な立場から経営を監視するという社外監査役の責務を適切に果たせると判断しました。
君島　得宏	○	―――	会社役員として経営を担い、かつ、監査役として培った豊富な知識・経験から、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監視するという社外監査役の職責を適切に果たすことが期待できると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

上記コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則３－１(3)「報酬決定の方針と手続」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬　支給人員９名、支給額211百万円（社外取締役を含む）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則３－１(3)「報酬決定の方針と手続」に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外取締役および社外監査役の業務補助のためのスタッフはおりませんが、必要に応じて他の役員同様にサポートを実施しております。なお、取締役会の開催などにつきましては、企画管理本部　総務部にて事務サポートをおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、業務執行機能と監督・監視機能の区分の明確化および経営戦略の意思決定の迅速化と効率化による取締役会機能強化の観点から執行役員制度を導入しており、現行の経営体制は、取締役８名と取締役兼務者（５名）を含む執行役員14名であります。

また、当社取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令および定款に定められた事項のほか、会社の重要な業務執行を決定し、業務執行については、取締役会の決議により業務執行役員に委ねておりますが、業務執行役員から業務執行状況の報告を受けるとともに、業務執行役員の職務の執行を監督しております。

上記に加え、会社業務の執行方針について協議する場として、各取締役および社長が指名した者をもって構成する経営会議を毎月１回開催しております。経営会議においては実務的な協議が行われており、適正かつ迅速な経営の意思決定に活かしております。

ガバナンス体制につきましては、当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役２名を含む監査役４名で構成され、適時、会計監査人から会計監査に関する監査実施状況の報告などを受けております。また、監査役は取締役会その他重要会議に出席ならびに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施し、取締役の意思決定の過程および取締役の業務執行状況についても監査しております。さらに社外監査役１名においては、当社の買収防衛策における特別委員会の委員を兼務するなど、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立し、公正で中立的な判断ができると認められ、外部から経営を監視することに関しては、十分に機能する体制が整っていると判断しております。なお、社外監査役２名は、独立役員として選任しております。

内部監査につきましては、内部監査室に内部監査責任者１名と担当者４名を置き、当社全部門およびグループ会社に対し定期的に監査を実施しております。また、内部監査責任者は、監査役会との連携を保ちながら意見交換を行っております。

会計監査業務につきましては、平成28年度から有限責任監査法人トーマツに新たに委嘱しており、定期的な監査のほか、会計上における諸課題について適宜意見交換をおこなうなど、会計処理の適正化に引き続き努めます。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はございません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社といたしましては、上記のとおり、現在の体制が十分な執行・監査体制を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に十分資するものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年６月開催の定時株主総会の招集通知の発送は、開催日の19日前に発送しております。 また、株主の皆様への早期情報提供の取り組みとして、発送日７日前に当社Webページに掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、多くの株主様に議決権を行使していただけるよう、平成17年から電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、平成27年から東証プラットフォームによる議決権の行使も採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算ならびに第２四半期決算時にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しており、その際、代表取締役社長 岡山俊雄が説明させていただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書を始めとして、決算情報、事業報告書、適時開示資料などを当社Webサイト内の「株主・投資家情報」のページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関する統括は企画管理本部でおこなっており、企画管理本部長がIR担当取締役であります。 また、IR事務担当責任者は企画管理本部 総務部長です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オイレスグループ 企業行動憲章」において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「オイレスグループ 企業行動憲章」において環境保護を規定しているとともに、環境安全衛生室を設置し、環境保全活動の全社的取り組みをおこなっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「オイレスグループ 企業行動憲章」において規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当企業グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という当社経営理念の下、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値の向上を図ることを目的としております。この目的の実現のため、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、合理的な権限委譲、財務報告が適正かつ有効におこなわれる体制の整備・運用により、健全で透明度の高い適正な経営体制を確保いたします。

2. 整備状況

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立に努めております。

b 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、この委員会を中心に策定された「オイレスグループ 企業行動憲章」及び「企業行動規範」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修をおこなっております。

c 具体的にはグループ会社をも対象範囲とする「オイレスグループ 企業行動憲章」を定めるとともに、企業行動規範としての「オイレスグループ コンプライアンス実行の手引き」を通じて、すべての役員及び従業員の日頃の業務運営の指針とし、一層公正で透明な企業風土の構築に努めております。

d コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、コンプライアンス委員会事務局に通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

e 当社は、内部監査室による内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを調査・検証し、その結果を社長に報告しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

a　当社は、株主総会、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、職務権限規程に基づいて各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、文書取扱責任者のもとで定められた期間保存しております。

（3）当社及び当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 当社は、当社及び当企業グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的に対応しております。

b 当社は、当社及び当企業グループにおける損失の危険を全般的に統括する部門を設置し、担当取締役を置き、「リスク管理規程」及び「経営危機管理規程」を定め、当社及び当企業グループのリスク管理体制を構築し運用しております。

c 当社は、損失の危機を全般的に統括する組織としてリスク担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、この委員会を中心に当社及び当企業グループのリスクを管理しております。また、環境及び安全・衛生については当社環境安全衛生室が、品質については、当社品質保証室が専門的立場から監査しております。

d 経理関係においては、当社各部門及び当企業グループによる自立的な管理を基本とし、当社経理部門が当企業グループ全体を計数的に管理しております。

（4）当社及び当企業グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

a 当社及び当企業グループは、定例の取締役会により重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当企業グループ会社それぞれの企業規模に合わせて、全取締役及び社長から指名された従業員等が出席する定期の経営会議、あるいは戦略会議などの会議体を適宜開催することにより、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る検討・審議をおこない、慎重かつ機動的な意思決定をおこなうと同時に、重要な経営テーマについて時間をかけて議論しております。

b 当社は、長期ビジョンのもと、中期経営計画及び各年度経営計画並びに年度予算を立案し、当企業グループの目標を設定しております。当社及び当企業グループ各社における各部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行しております。

c 当社は、取締役の任期を１年とし、執行役員制により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離しております。

（5）当社並びに当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a 当社は、当企業グループ共通の「オイレスグループ 企業行動憲章」及び「企業行動規範」を定め、各社にコンプライアンス推進担当者を置き、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進しております。

b 当社は、「関係会社等管理規程」に基づき、経営企画部が各事業部企画部と連携して、当企業グループから必要な事前協議や報告を受けるなど、適切な経営管理をおこなっております。

c 当社は、当社監査役並びに内部監査室が定期的に子会社の監査を実施するとともに、当企業グループの主要な子会社については、当社従業員などが監査役に就任して監査をおこない、業務の適正を確保する体制としております。

d 当社は、当企業グループ各社の監査役が参加する「オイレスグループ監査役会」を組織し、一体となって当企業グループにおける業務の適正を確保する体制としております。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

a 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置き、監査役会の指揮命令に服するものとします。また、その人事、待遇、処遇については、取締役と監査役との協議に基づいておこなっております。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

a 当社は、監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告することにしております。

b 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席することができるとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制としております。

（9）当企業グループの取締役・監査役等及び使用人から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

a 当企業グループの役員・従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をおこなっております。

b 当企業グループの役員・従業員は、コンプライアンス違反等、当企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第

直ちにコンプライアンス通報窓口又は当社監査役あるいは監査役会に報告をおこなっております。
c 当社は、コンプライアンス通報窓口又は当社監査役あるいは監査役会に報告した当企業グループの役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由して不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者の保護を図るとともに、当企業グループの役職員に周知徹底しております。

（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 当社及び当企業グループは、当企業グループ各部門の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
b 当社社長は、相互の意思疎通を図るため、監査役会と定期的な意見交換会を開催します。また、会計監査人についても定期的な意見交換会を開催します。
c 内部監査室は、監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保しております。
d 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、必要な情報交換をおこなうなど、会計監査人との連携を確保しております。
e 当社は、監査役がその職務について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え
　当企業グループの企業行動憲章において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と一切関係を持たず、断固として対決することを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
　役員及び従業員に対し、コンプライアンス実行の手引きを配布し、反社会的勢力等との関係排除を含めた企業行動憲章の周知徹底を図っております。なお、警察及び特殊暴力防止対策協議会等の関係当局との連携を図り、企業防衛に関する必要な情報収集をおこなっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するために、第55回定時株主総会において、承認を得て当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、第58回、第61回及び第64回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、その内容を一部変更(以下、変更後の対応方針を「本方針」といいます。)のうえ継続いたしました。

本方針は、継続の日から3年間とし、継続については別途当社株主総会の承認を経ることとしております。また、導入後当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止することができます。

当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合でも、当社の議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為又は、当社の他の株主との間における、当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、若しくは、当該他の株主との間に一方が他方を実質的に支配し若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為が発生した場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えております。しかしながら、当社は、別途定めたルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても、例外措置に該当する場合は、経営陣から独立した委員で構成される特別委員会の勧告を受け、対抗措置を発動することがあります。

なお、対抗措置を発動する場合には、新株予約権の無償割当等を行いますが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

